

真庭圏域保健医療対策協議会設置要綱

(設 置)

第1条 岡山県地域保健医療計画に基づき、真庭保健医療圏域内における総合的な保健医療体制の整備促進を図るため、真庭圏域保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域保健医療計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 保健、医療、福祉の連携体制に関すること。
- (3) その他保健医療供給体制の整備に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、真庭保健所長が委嘱する。

- (1) 医療を提供する立場にある者
- (2) 保健医療サービスを受ける立場にある者
- (3) 行政機関関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が決定されるまでは、その職務を行うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 この会に必要な応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会委員は、会長が協議会に諮って選任する。
- 3 専門部会に互選による部会長を置く。
- 4 専門部会委員の任期は第4条の規定に準ずるものとする。

(地域部会)

第8条 この会に保健所の所管区域における保健医療計画の策定等について協議するため、保健所を単位とした地域部会を設置することができる。(以下、この保健所を「単位保健所」という。)

- 2 地域部会は、第3条の規定に基づく委員及び単位保健所長が委嘱した者で構成する。
- 3 地域部会の所掌事務及び会議については、第2条及び第6条の規定を準用する。

(事務)

第9条 協議会の事務は、真庭保健所真庭保健課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年10月27日から施行する。

附 則

1 この要綱の第2条の(1)及び第8条の改正については、平成3年2月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱の第5条第1項の改正については、平成14年7月4日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。